



答 申 第 8 3 4 号
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神戸住第469号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を正確かつ迅速に行うため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 834

【住民基本台帳情報】

申請者番号

ファイル作成日(異動日)

区コード

住記個人番号

世帯番号

住民区分

氏名(漢字・アルファベット・カナ)

通称

送付コード

生年月日

性別

続柄コード

郵便番号

住所

方書

転出予定先郵便番号

転出予定先住所

利用者用証明書シリアル番号



答 申 第 8 3 5 号
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神
福保第694号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を正確かつ迅速に行うため、福祉局保護課が保有する貧困等の理由による避難者の情報を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 835

【貧困等の理由による避難者情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所



答 申 第 8 3 6 号
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神
こ家第1298号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を正確かつ迅速に行うため、こども家庭局家庭支援課が保有する児童手当受給者に関する情報等及びこども家庭センターが保有する児童福祉施設等措置台帳情報等を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 836

【配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

【DV事由の児童手当受給者に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所

【児童福祉施設等措置台帳情報】

子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

性別

生年月日

住所

決定年月日

措置開始年月日

措置解除等年月日

入所施設の種類（児童養護施設、重症心身障害児施設等）

入所施設名

措置理由

【障害児施設台帳情報】

子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

性別

生年月日

住所

決定年月日

措置開始年月日

措置解除等年月日

入所施設の種類（児童養護施設、重症心身障害児施設等）

入所施設名

措置理由



答 申 第 8 3 7 号
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神
福障第1832号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を正確かつ迅速に行うため、福祉局障害者支援課が保有する障害者に関する情報を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 837

【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所



答 申 第 8 3 8 号
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神
福高第511号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を正確かつ迅速に行うため、福祉局高齢福祉課が保有する高齢者に関する情報を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 838

【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

福祉個人番号
住記個人番号
管理番号
個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
住民票住所
居所郵便番号
居所住所



答 申 第 8 3 9 号
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月2日付け神
福政第329号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を正確かつ迅速に行うため、福祉局政策課が保有する児童福祉施設入所等児童等の情報及びDV被害の避難者情報等を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 839

【DV被害の避難者に関する情報】

【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所



答申第 840 号
令和 2 年 6 月 4 日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月 2 日付け神福政第 329 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業を行うため、住民基本台帳情報、DV 被害者避難者情報、児童福祉施設入所等児童等情報等を利用し、対象者の抽出、申請手続きの案内、受付処理並びに給付金の振込等に係る事務を電子計算機処理することは、正確かつ迅速な対象者への給付に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市特別定額給付金事業のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 840

【住民基本台帳情報】

申請者番号
ファイル作成日 (異動日)
区コード
住記個人番号
世帯番号
住民区分
氏名(漢字・アルファベット・カナ)
通称
送付コード
生年月日
性別
続柄コード
郵便番号
住所
方書
転出予定先郵便番号
転出予定先住所
利用者用証明書シリアル番号

【オンライン申請情報】

利用者用証明書シリアル番号
署名用証明書4情報
受付番号
申請日時
口座確認用画像
電話番号
メールアドレス
氏名 (漢字・カナ)
生年月日
郵便番号
住所
申請金額
口座情報

【貧困による避難者情報】

【配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報】

【DV事由の児童手当受給者に関する情報】

【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

【障害児施設台帳情報】

【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

【申請書記載情報】

氏名

続柄

生年月日

住所

電話番号

口座情報

支払方法

給付希望・辞退

代理人情報

【進捗管理情報】

進捗管理フラグ

進捗管理日付

保留フラグ

特例フラグ